

# 公益財団法人結核予防会結核研究所 研究者行動規範

## (目的)

第1条 公益財団法人結核予防会結核研究所（以下「研究所」という。）は、研究所における研究活動の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究所の研究者が主体的かつ自律的に研究に取り組む際に求められる基本的な行動規範をここに定める。

## (定義)

第2条 ここでいう「研究者」とは研究所の研究員（所長、医員、研究員、保健師、放射線技師、臨床検査技師等）を意味する。

## (基本理念)

第3条 研究所における研究者の行動規範は、次の事項の実現をその基本理念とする。

(1) 主として結核の学理的及び臨床的研究並びに結核を中心とする疾病予防に関係する者及び東南アジア等諸国の結核エイズ関係技術者の教育をつかさどる。

(2) 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の確保

2 法令、公益財団法人結核予防会及び研究所の諸規程及び学会等における研究に関わる規範の遵守

## (研究上の不正の防止)

第4条 研究者は、研究の実施及び成果発表の過程における以下の不正行為は、いかなる場合にもこれを行ってはならない。

(1) 捏造（存在しないデータの作成）

(2) 改ざん（データの変造、偽造）

(3) 盗用（他人のデータや研究成果、著作物を適切な引用なしで使用すること。）

(4) 二重投稿（同一の情報の投稿、発表）

(5) 不適切なオーサーシップ（著者としての資格がクレジットにそぐわないこと）

(6) 利益相反（外部との経済的利益関係により公正な判断が損なわれること）

(7) その他 前号までに掲げたこと以外で、研究者の倫理に反する行為をすること。

## (研究費の取扱い)

第5条 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び公益財団法人結核予防会及び研究所の諸規程に反する不正な使用をしてはならない。また、研究費を最も効率的かつ効果的な方法で使用するよう努めなければならない。

2 研究者は、取引業者との癒着を誘引するような行為をしてはならない。

## (研究成果の適切な発表)

第6条 研究者は、公表に合理的な制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

2 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

(研究協力者等に対する配慮)

第7条 研究者は研究活動の遂行に当たって、研究活動に関与する研究協力者、研究補助者及び学生等の利益に常に配慮するよう努めなければならない。また、ハラスメント行為はもとより、研究への支援や協力を強いるなどの不当な行為を一切行ってはならない。

(実験等の安全管理)

第8条 研究者は、実験等に用いる機器、装置及び薬品等が、研究に従事する者はもとより、そのほかの者にもいかなる危険を及ぼすこともないよう、その安全管理に万全を尽くさなければならない。

- 2 研究で用いた廃液、薬品及び材料等は、法令及び公益財団法人結核予防会及び研究所の諸規程（特に毒物・劇物管理規程）を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究データ保存・開示等)

第9条 研究者は論文・著書等による研究成果の発表から最低5年間、当該研究成果にかかわるすべての研究データを保存しなければならない。

\*退職等の取扱い……研究責任者は、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておくこと。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずること。なお、研究責任者の転出や退職に際しては、当該部長等は、これに準じた取扱いとすること。

\*開示等……研究者及び研究責任者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

\*各部における取扱い……取扱いについては、各部において定める。その際、研究分野の特性、研究コミュニティの意見及び各部の状況等に留意すること。

(改 廃)

第9条 本規程は、結核研究所部長会が行う。

附則

本規程は、平成27年3月25日から施行する。

平成29年12月7日改訂。